番号	委員意見	意見に対する回答	回答所管課
1	堺市全体の待機児童が0人になったので、これからは新設園の増設を考えるより、堺市の子どもたちの健全発達について、何が良いかを考える時が来たのではないでしょうか。	令和3年4月1日の待機児童は0人となりましたが、入 所保留児童は679人発生しています。また、今後も待 機児童ゼロを維持していくためには、保育ニーズの動 向次第では、施設の新設が必要になる場合も考えられ ます。 なお、保育の「量」に加え、「質」へのアプローチ として、今年度に「保育の質の向上のための調査研究 事業」の実施を予定しています。	待機児童対策室
2	利用定員について、本園の3号(0歳)の設定について、既存の園 や新設園との関係から鑑みて、本園の「9」を満たすニーズがある のかを危惧します。設定根拠をご教示ください。	(2) 西区全体で、0歳児の入所保留児童が27人発生していることや年度途中での入所申込みも想定されることから、一定のニーズはあると考えています。なお、令和3年8月1日時点で、0歳児の定員9人に対して7人が入所しています。また、設定の根拠については、市が定員90人から120人(ただし、0歳児≦1歳児≤2歳児<3歳児≦4歳児≦5歳児の構成を遵守すること)で幼保連携型認定こども園の公募を行い、その条件の中で、運営事業者が独自に設定してきたものです。	待機児童対策室
3	園の名称について、(仮称)とありますが、開園間近であること から、仮称ではない表示の方がよいと考えます。	(3) 施設名称が正式に確定するのは、市が当該施設に対 して認可を行う日(今回の案件の場合は、令和3年8月 1日)です。認可するまでは、「(仮称)」が付され た名称を使用しています。	